

令和6年1月から産前産後の国民健康保険税が軽減されます

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税を一定期間、軽減する制度が創設されました。

国民健康保険の世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給等により、出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

※他の保険に加入（社会保険等）などの場合は該当しません。



対象となるかた

本市の国民健康保険に加入していて出産をする予定または、出産したかた

軽減の内容

- (1) 出産予定日または、出産日が属する月の前月から、4か月間の国民健康保険税の所得割と均等割
- (2) 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または、出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税の所得割と均等割

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産を含みます)

- (3) 軽減対象期間【下図の □ 部分が軽減対象期間】

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	
単胎妊娠			■	■ 出産予定月	■	■	4か月間
多胎妊娠	■	■	■	■ (出産月)	■	■	6か月間

※ 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が軽減されます。

令和5年9月	10月	11月	12月	1月	2月
		■ 出産月	■	■	

令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が軽減、令和6年1月より前の期間は対象外

届出と必要書類

出産予定日の6か月前から届出ができます。

- (1) 「産前産後期間に係る保険税軽減届出書」 ※市のホームページからダウンロードできます
- (2) 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- (3) 届出者の本人確認書類と国民健康保険証
- (4) 個人番号が確認できる書類

Q&A

Q1: 届出をしないと、軽減は受けられないのか。

A1: 出産育児一時金(直接支払制度)の支給を受けるかたは届出が不要ですが、直接支払制度を利用されないかたは、届出が必要です。

Q2: 令和5年12月に出産しました。何か月分の保険税が軽減されますか。

A2: 12月に出産した場合は、産後2か月に当たる令和6年1月分及び2月分の保険税が軽減されます。

Q3: すでに保険税を納めていますが、保険税は戻ってきますか。

A3: 納めていただいている保険税から、対象軽減分を還付します。